

第 184 回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第184回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和6年3月8日（金）午後1時31分～午後4時02分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 第一会議室

3 議題

契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時31分開会

○高橋委員長 それでは、審査委員会を開催させていただきます。今年度最後ということになりますが、御参集いただき、ありがとうございます。184回の審査委員会となります。

現在 7 名の委員が出席しておりますので、定足数は満たしております。雪の交通事情の影響で谷萩委員はオンライン参加です。

では、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。本日の審議予定は、措置に係る案件が 8 件ございます。審議順に、令和 5 年審第37号、資料は 1 と 1－1、追加で送付させていただきました 1－2 の 3 種類ございます。令和 5 年審第32号につきましては資料 2、資料 2－1、審第31号は資料 3 及び資料 3－1、審第36号は資料 4、4－1、審第40号は資料 5 と 5－1 です。審第41号は資料 6、6－1、審第42号は資料 7、7－1、審第38号は資料 8 と 8－1 です。最後に、本日、審査委員会運営規程の改定案を机上配布させていただいております。

資料は以上となります。

○高橋委員長 この審査委員会運営規程は前回審議した法律事務取扱規程の変更を受けてのものです。

○石塚法務室長 前回法律事務取扱規程の変更を審議していただいて、それを今回、審査委員会運営規程に反映させるということになります。

○高橋委員長 はい。内容的には前回を受けてということですね。

○石塚法務室長 そうですね。資料記載のとおり、審査委員会運営規程の第 2 条に、特定不法行為等被害者特例法に係る記載と、弁護士・外国法事務弁護士共同法人に係る記載を入れさせていただくというものです。

○高橋委員長 内容的には前回審議の派生ということになりますが、こちらは改めて議決が必要ということで宜しいですね。

○藤井特別参与 法律事務取扱規程というのは法務大臣の認可を受ける必要があるもので、その前提として、理事長が審査委員会に付議するものです。他方、審査委員会運営規程は、審査委員会の議決によって改正するもので、今日をお諮りして異論がなければこのとおり修正することになります。

○石塚法務室長 第16条です。

○高橋委員長 それでは、審査委員会運営規程の改正についてよろしいでしょうか。

(特に異議等なし)

では、続いて、契約弁護士等に対してとる措置についての審議に移ります。す。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和５年審第37号）の審議部分については、審査委員会運営規程第５条第５項但書に基づき非公開とする。】

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長

それでは、令和５年審第32号、資料２の案件です

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和５年審第32号）の審議部分については、審査委員会運営規程第５条第５項但書に基づき非公開とする。】

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長　それでは、次、令和５年審第31号、資料３、説明お願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和５年審第31号）の審議部分については、審査委員会運営規程第５条第５項但書に基づき非公開とする。】

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長　次はまた、令和５年審第36号、資料４、それでは説明お願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和５年審第36号）の審議部分については、審査委員会運営規程第５条第５項但書に基づき非公開とする。】

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長　頂いている時間は４時までですので、案件たくさんございますので続けてさせていただきます。

次が、審第40号、資料５、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和５年審第40号）の審議部分については、審査委員会運営規程第５条第５項但書に基づき非公開とする。】

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長 それでは、資料6、審第41号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第41号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長 次は資料7、審第42号、説明をお願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和5年審第42号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】

（各委員、議決書に署名・押印）

○高橋委員長 それでは、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

○事務局 今後の予定について御案内させていただきます。4月の審査会は4月16日火曜日、午後1時30分からを予定しております。通常の前2金曜日ではございませんので、改めて御確認の方をお願いいたします。

審議いただく案件は、本日の繰越し案件1件、新たに1件の合わせて2件を予定をしております。資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送をさせていただきます。

次回の審査委員会のお時間を頂戴いたしまして、委員の皆様の任期を更新させていただく辞令交付式を執り行わせていただきたいと思いますと思っております。通常会と同様に1時30分までにお集りいただきまして、事務局の方から御案内をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○高橋委員長 以上で、本日の審査会、終了でございます。どうもありがとうございました。

午後4時02分閉会